

陳情第 1 号



陳 情 書

2021年5月26日

霧島市議会議長
阿多 己清 様

陳情者 鹿児島県教職員組合 霧島地域協議会
議長 片野坂 重浩
住所 霧島市隼人町内山田1-10-
佐多 巖
住所 霧島市国分向花町

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

<陳情 趣旨・理由>

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

このことについては、文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種配置の増など教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から、2022年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにすること。
3. 特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすること。
4. 鹿児島県で実施されている「かごしまっ子」すくすくプランなど国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

霧島市議会議長 阿多 己清

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

このことについては、文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにすること。
3. 特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすること。
4. 鹿児島県で実施されている「かごしまっ子」すくすくプランなど国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。